

〔委託事業等〕

(医療・福祉③)

14 予防接種に係る被接種者の負担額及び委託費を県内で統一することについて

市町村が医療機関に委託して実施するインフルエンザの予防接種において、被接種者の負担額及び各市町村の医療機関への委託費を県の要請を受けて統一することは、個々の医療機関の接種の料金も統一されることとなり、それによって、個々の医療機関が創意工夫を発揮して接種の料金を自らの判断で自由に設定できなくなり、かえって住民の不利益にもなりかねないため、他のより競争制限的でない方法を採用することが望ましい。

1 相談の要旨

(1) 市町村長が65歳以上の住民に対してインフルエンザの予防接種を行うことは、予防接種法によって義務付けられている（このように予防接種法に基づいて市町村長が実施する予防接種のことを「法定接種」という。）。また、インフルエンザの法定接種（以下単に「法定接種」という。）には、公的医療保険制度は適用されない。

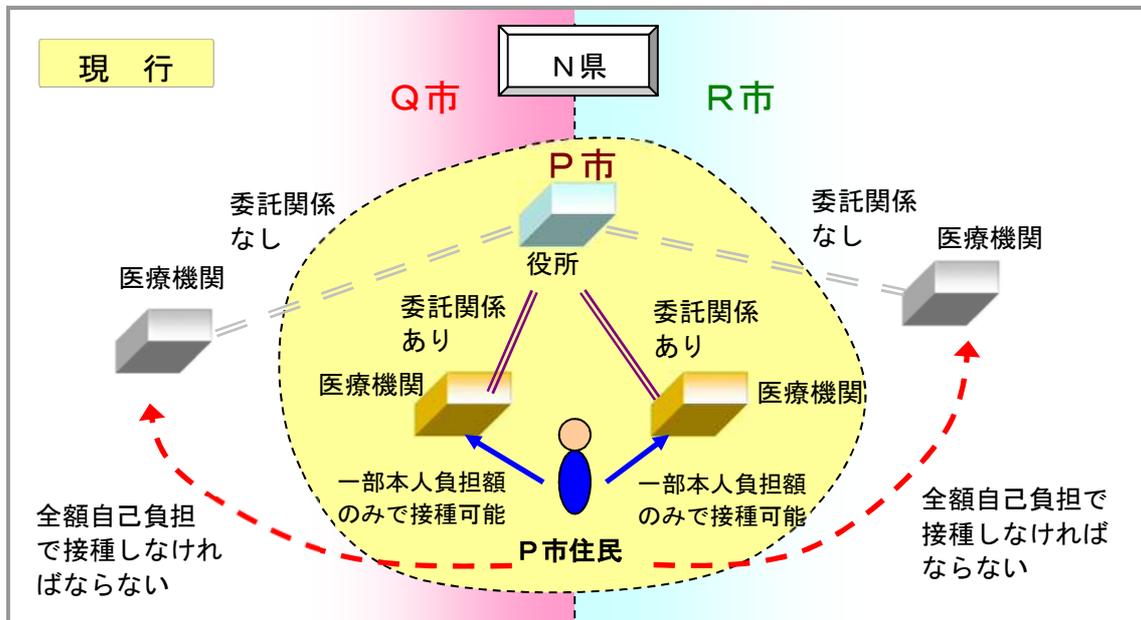
(2) N県内の各市町村は、法定接種を、当該市町村に所在する医療機関に委託して実施している。実施に当たり、各市町村は、委託した医療機関に対して委託費を支払っており、委託費の額は、各市町村ごとに設定されている。

医療機関における法定接種の接種の料金は、医療機関ごとに設定され、医療機関が被接種者から徴収する接種の料金は、その医療機関が当該被接種者の居住する市町村から法定接種の実施の委託を受けている場合、当該医療機関が設定した接種の料金から、当該医療機関に対して支払われる委託費の額を差し引いた額（以下この額を「一部本人負担額」という。）となる。

$$\text{接種の料金} = \text{市町村からの委託費} + \text{一部本人負担額}$$

(3) 現在、N県では、例えば、法定接種を希望するP市の住民がN県内のQ市に所在するかかりつけ医療機関において接種を受けた場合、当該医療機関はP市からQ市の法定接種の実施を受託していないため、当該医療機関が住民から徴収する接種の料金は、当該医療機関が設定した接種の料金の全額となり、当該住民は全額自己負担となる。

このような現状に対して、住民から各市町村に対して、N県内であれば、居住する市町村以外の市町村であっても全額自己負担せずに接種が受けられるようにしてほしい旨の要望が寄せられている。

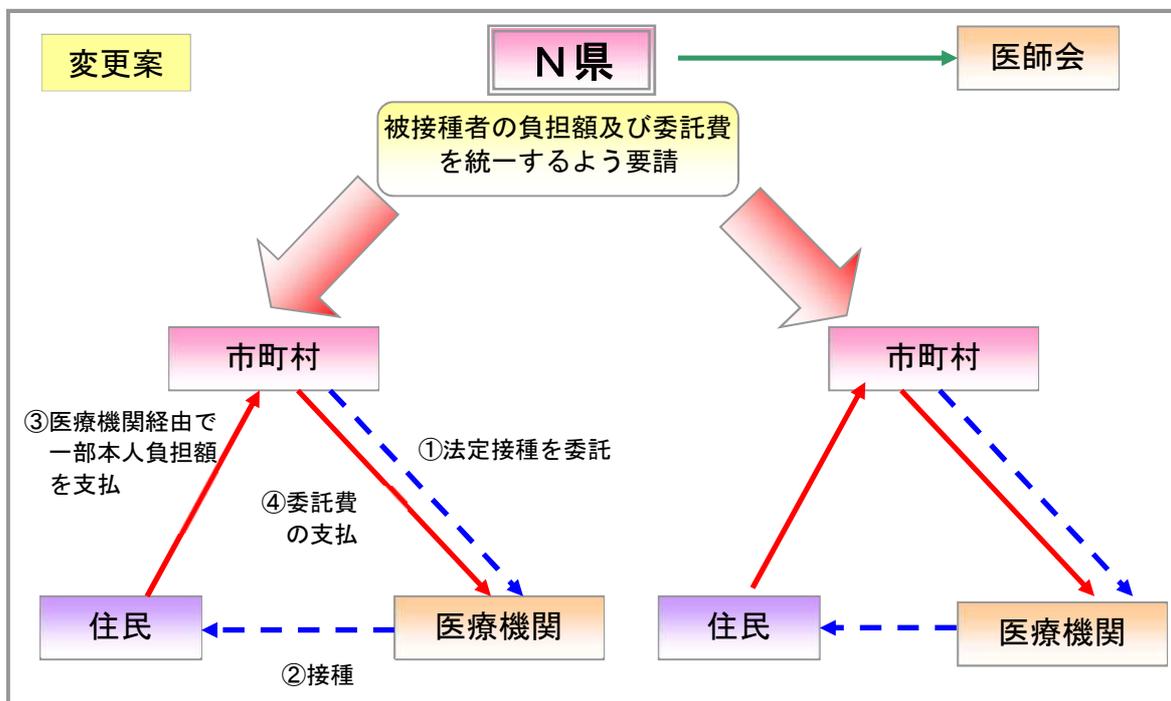


(4) N県及びN県内の各市町村では、このような住民のニーズに応えるため、当該住民が居住する市町村以外の市町村に所在する医療機関で接種を受けた場合でも、当該住民の居住する市町村から当該医療機関に対して委託費が支払われ、当該住民が居住する市町村で法定接種を受けた場合と同様に、一部本人負担額の支払のみで接種を受けられる体制を整えることを考えている。一方、これに対して医療機関は、現在、市町村によって委託費の額がまちまちであることのほか、医療機関ごとに、一部本人負担額や法定接種に係る会計手続等もまちまちであることから、仮に前記の体制による法定接種が実現された場合、各医療機関にはN県内の全市町村からの来院が予想されるため、それによる事務手続に時間を要し、作業ミスが生じやすくなるなどの懸念を示している。

そのため、N県では、住民の要望を受け、県内の各市町村で医療機関ごとに異なっている被接種者の負担額を統一するとともに、各医療機関における事務負担も考慮して、各市町村から医療機関に対する委託費についても統一することとし、これを各市町村に対して要請することを考えている。なお、具体的な方法等については、今後、各市町村及び医師会と協議を行いながら進めていく考えである。

以上の施策を講じることについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ない

か。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、市町村が医療機関に委託して実施する法定接種について、県の要請を受けて県内の各市町村が被接種者の負担額及び委託費を県内で統一するものである。
- (2) 一般に、法令上、行政機関自らがそれぞれの住民に対して行うこととされている業務を外部に委託する場合には、その範囲内でいかなる内容をどのような方法で委託するかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。しかし、外部に委託するに当たり、競争に対する影響のない又は競争に対する影響がより少ない他の方法がある場合には、そのような方法を採用することが望ましい。

また、公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関が実施する施策により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに、2(2)）。

- (3) 法定接種の実施主体は市町村であるところ、各市町村がN県の要請を踏

まえて委託費の額をどのように設定するかについては、独占禁止法上の問題ではなく、各市町村の政策判断に委ねられている。しかし、本件では、N県の要請に基づき、被接種者の負担額及び各市町村からの医療機関に対する委託費が統一されることにより、個々の医療機関が自らの判断で自由に設定することができる接種の料金が行政機関が提示する一定の額（市町村からの委託費＋一部本人負担額）に統一されることとなり、それによって、個々の医療機関が創意工夫を発揮して、接種の料金を自らの判断で自由に設定できなくなり、かえって住民の不利益にもなりかねない。

- (4) 一方で、住民の居住する市町村以外の市町村に所在する医療機関で接種を受けた場合でも、当該住民の居住する市町村から当該医療機関に対して委託費が支払われる体制を整えるという本件の目的を達成する方法としては、例えば、居住する市町村以外の市町村に所在する医療機関で法定接種を受けた住民は、一旦、当該医療機関が設定する接種の料金を全額支払い、レシートを受領した後、当該レシートを居住する市町村に提示することで、提示を受けた市町村から当該住民に対して当該市町村が設定する委託費の額を支払うといった、他のより競争制限的でない方法を採用することが、住民等の利益になるものと考えられる。
- (5) なお、N県の要請を契機として、例えば、各市町村が、各医療機関に対して法定接種の接種の料金を県内で統一するよう行政指導を行う場合、それによって、各医療機関が共同して、接種の料金を決定するなど、当該医療機関の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがあり（独占禁止法第3条）、また、各市町村が、N県内の医師会に対して、各医療機関に対して法定接種の接種の料金を県内で統一するよう行政指導を行う場合、それによって、当該医師会の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある（独占禁止法第8条第1号、第4号）。

3 結論

市町村が医療機関に委託して実施する法定接種において、被接種者の負担額及び各市町村の医療機関への委託費を県の要請を受けて統一することは、個々の医療機関接種の料金も統一されることとなり、それによって、個々の医療機関が創意工夫を発揮して、接種の料金を自らの判断で自由に設定することができなくなり、かえって住民の不利益にもなりかねない。一方、例えば、居住する市町村以外の市町村に所在する医療機関で法定接種を受けた住民が、一旦、当該医療機関が設定する接種の料金を全額支払い、レシートを受領した後、当該レシートを居住する市町村に提示することで、提示を受けた市町村から当該住民に対して当該市町村が設定する委託費の額を支払うといった、他

のより競争制限的でない方法を採用することが、住民の利益になるものと考えられる。

【参考】インフルエンザの予防接種に関する独占禁止法違反事例

公正取引委員会は、医師会の会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定し、会員に周知していた医師会に対し、独占禁止法第8条第1号（事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第8条の2第2項の規定に基づき、医師会に対して、今後、会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定せず、会員がそれぞれ自主的に決めることなどを理事会において決議しなければならないなどの排除措置命令を行った（平成26年2月27日排除措置命令）。